

上山市告示第150号

令和8年度上山市地域防災力強化支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

上山市長 山本幸靖



令和8年度上山市地域防災力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災力の強化推進を図るため、上山市地域防災計画に基づく自主防災組織（以下「事業主体」という。）が行う事業に対し、予算の範囲内において上山市地域防災力強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域防災力の強化を図ることを目的に行う次に掲げる事業とする。

- (1) 防災研修会等の事業
- (2) 防災訓練等の事業
- (3) 防災資機材の整備事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費とし、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、補助率及び補助限度額は、次の表に定めるとおりとする。ただし、補助対象経費が1万円に満たない場合は、補助金を交付しない。

補助率	補助限度額
4分の3	10万円

- 2 前項に規定する補助金の額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金の利用は、1会計年度当たり1事業主体1回までとする。

(補助金交付申請書)

第5条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画概要書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第6条 規則第9条第1項に規定する補助対象事業等の軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。

- (1) 補助対象事業の事業内容の新設又は廃止
- (2) 補助対象事業の事業主体又は施行箇所若しくは設置場所の変更
- (3) 補助対象経費の2割を超える増減

2 規則第9条第1項の規定により補助対象事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 事業主体は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業完了後15日を経過する日又は令和9年3月31日のいずれか早い日まで、補助事業等実績報告書に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業成果概要書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業経費が記載された領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第8条 市長は、補助対象事業の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。概算払を行った際の実績報告には、事業の領収書でなく請求書で報告することができる。

（書類の備付等）

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、令和9年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

補助対象事業	補助対象事業に直接要する経費
(1) 防災研修会等の事業	ア 会場の借り上げ料 イ 講師への謝礼 ウ 資料の作成費 エ 防災資機材の借用及び購入費 オ その他市長が認める経費
(2) 防災訓練等の事業	ア 会場の借り上げ料 イ 講師への謝礼 ウ 資料の作成費 エ 防災資機材の借用及び購入費 オ その他市長が認める経費
(3) 防災資機材の整備事業	ア 防災資機材の購入費 イ その他市長が認める経費

別表第2 防災資機材の範囲

区分	物品
(1) 情報連絡用	メガホン、ハンドマイク又はラジオ
(2) 消火用	消火器、消火バケツ、背負い式消火水のう、消火ホース又は格納箱（消火器用・ホース用）
(3) 救出用	ヘルメット、活動用ベスト、はしご、救命ロープ、救命用担架、救急医療セット、ランタン又はレスキューセット
(4) 避難用	投光器、発電機、車いす、ターピーシート、コードリール、テント、携帯トイレ、毛布又はリヤカー
(5) 給食・給水用	釜、鍋、給水タンク、調理器具（刃物等を除く。）、飯ごう、非常食（長期保存対応食）又は保存水
(6) その他	資機材用倉庫、燃料タンク（ガソリン用）又は土のう、電池等

備考 次に掲げるものは補助対象経費としない。

自主防災組織の活動に不必要な資機材

（例）中古品、車両（リヤカー等の軽車両を除く。）、銃・刀剣類（食器ナイフを除く。）、資機材の修理・処分など